

広島市生活困窮者支援活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活困窮者（広島市内に居住する者に限る。以下同じ。）に対する支援活動のうち、原油価格・物価高騰等の影響を受けて、需要が増加又は新たに生じている、民間団体の支援活動に対して補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 地域の生活困窮者に対する支援活動のうち、原油価格・物価高騰等の影響を受けて、需要が増加又は新たに生じている、民間団体の支援活動（以下「生活困窮者支援活動」という。）に対して、その経費の一部を補助することで、地域の生活困窮者が今後も安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、3人以上で構成される広島市内で生活困窮者支援活動に取り組む団体とする。

2 広島市くらしサポートセンターと連携が図られている団体又は今後連携する予定の団体であること。

3 前項の規定にかかわらず、団体又はその構成員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象団体としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象団体が実施する生活困窮者支援活動であって、広島市生活困窮者自立相談支援事業における支援調整会議（広島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領6の(1)のイに定める目的で本市が開催する支援調整会議をいう。以下同じ。）で必要性を認めた支援活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

(1) 国、広島県、本市から補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、広島県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業

(2) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業

(3) その他健康福祉局長が適当でないとする事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費（単価30万円以上の備品を購入する費用を除く。）から補助対象団体の基礎的な運営経費等を除いた経費とする。

(補助内容)

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は次表のとおりとする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	50万円

- 2 一の団体が複数の事業を実施する場合であっても、複数の事業に係る経費を合計したのに対し、前項の補助率及び補助限度額を適用する。
- 3 当該補助金は予算の範囲内で実施することとし、申請額が予算を超過する場合は、申請金額に応じて按分する。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助対象事業の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を、健康福祉局長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 予算書（様式第3号）
 - (4) 申請団体の直近3か年の決算書及び活動状況等が分かる書類（様式第4号）
 - (5) 申請団体の概要書及び規約、会則等申請団体の運営に関する規程（様式第5号）
 - (6) その他健康福祉局長が必要と認める書類
- 2 申請団体は、前項第4号及び第5号に規定する書類について、前年度以前に本補助金を申請したことがあり、当該申請の際に提出された書類と重複する書類がある場合においては、当該重複する書類の提出を省略することができる。
 - 3 その他補助対象事業の申請に関する必要事項は、健康福祉局長が定める。

(補助対象事業の必要性の検討及び審査)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、支援調整会議に対し、当該補助対象事業実施の必要性について検討するよう依頼する。

- 2 市長は、支援調整会議の検討結果及び当該申請書類に基づき、補助金交付の適否について審査する。
- 3 補助対象事業の審査に関する必要事項は、健康福祉局長が定める。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条第2項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金不交付

決定通知書（様式第7号）により、申請団体に通知するものとする。

3 第1項に規定する交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象事業により取得し又は効用の増加した機械、器具等の財産で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (7) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により本補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告すること。
- (8) 市長は前号の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (9) その他規則及びこの要綱を遵守すること。

4 補助金は、第1項に規定する通知をした団体（以下「補助決定団体」という。）に対し、原則として概算払により交付する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助決定団体が補助対象団体でなくなったとき。
- (2) 前条第3項第1号に掲げる条件に違反したとき。

（計画変更の承認等）

第11条 補助決定団体が、第9条第3項第2号又は第3号の市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更申請書（様式第9号）
- (2) 変更事業計画書（様式第10号）
- (3) 変更予算書（様式第11号）
- (4) その他健康福祉局長が必要と認める書類

（実績報告）

第12条 補助決定団体は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了の日から10日後の日

又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書兼精算書（様式第12号）
- (2) 事業実施報告書（様式第13号）
- (3) 決算書（様式第14号）
- (4) 領収書その他の収支の事実を証する書類（健康福祉局長が適当と認める場合にあっては、その写し）（様式第15号）
- (5) その他健康福祉局長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第16号）により、当該補助決定団体に通知するものとする。

2 補助決定団体は、前項に規定する通知に基づく補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

3 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助決定団体に命じ、又は当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を当該補助決定団体に命ずるものとする。

（届出の義務）

第14条 補助決定団体は、その事務所の移転、名称若しくは代表者の変更又は団体の解散等の団体の運営等に係る重大な変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（委任規定）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、同年4月28日以後に実施された補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施された補助対象事業について適用する。